

1. 「望ましい環境像」の実現に向けて

1 さいたま市環境基本計画とは

(1) さいたま市環境基本計画とは

「さいたま市環境基本計画」は、「さいたま市環境基本条例」（以下、基本条例という。）に掲げる市民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しているものです。

本市では、平成27年の国連サミットにおける持続可能な開発目標（SDGs）の採択や平成28年のパリ協定の発効など、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和2年7月に令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明しました。また、SDGsの視点を意識した施策の推進により、誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思えるさいたま市の実現に取り組んでいます。

一方で、近年の環境問題は複雑化かつ多様化しており、国内外の社会情勢や新たな環境の課題に対応するため、令和3年3月に第2次計画を策定しました。第2次計画では、「望ましい環境像」として「豊かな未来を創造する 持続可能な環境共生都市」を掲げ、SDGsを踏まえたさまざまな環境施策を進めています。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、平成27年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、平成28年から令和12年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。SDGsでは、開発途上国への開発協力だけでなく、先進国も自らの国内における課題への取組を強化し、国際社会全体として、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、取り組んでいくことが必要とされています。また、市民や事業者、学校、行政などの各主体が社会を取り巻くさまざまな課題を自分ごととして捉え、社会全体で取組を進めていくことが重要となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：「2030アジェンダ」（国際連合広報センターホームページ）

(2) 望ましい環境像

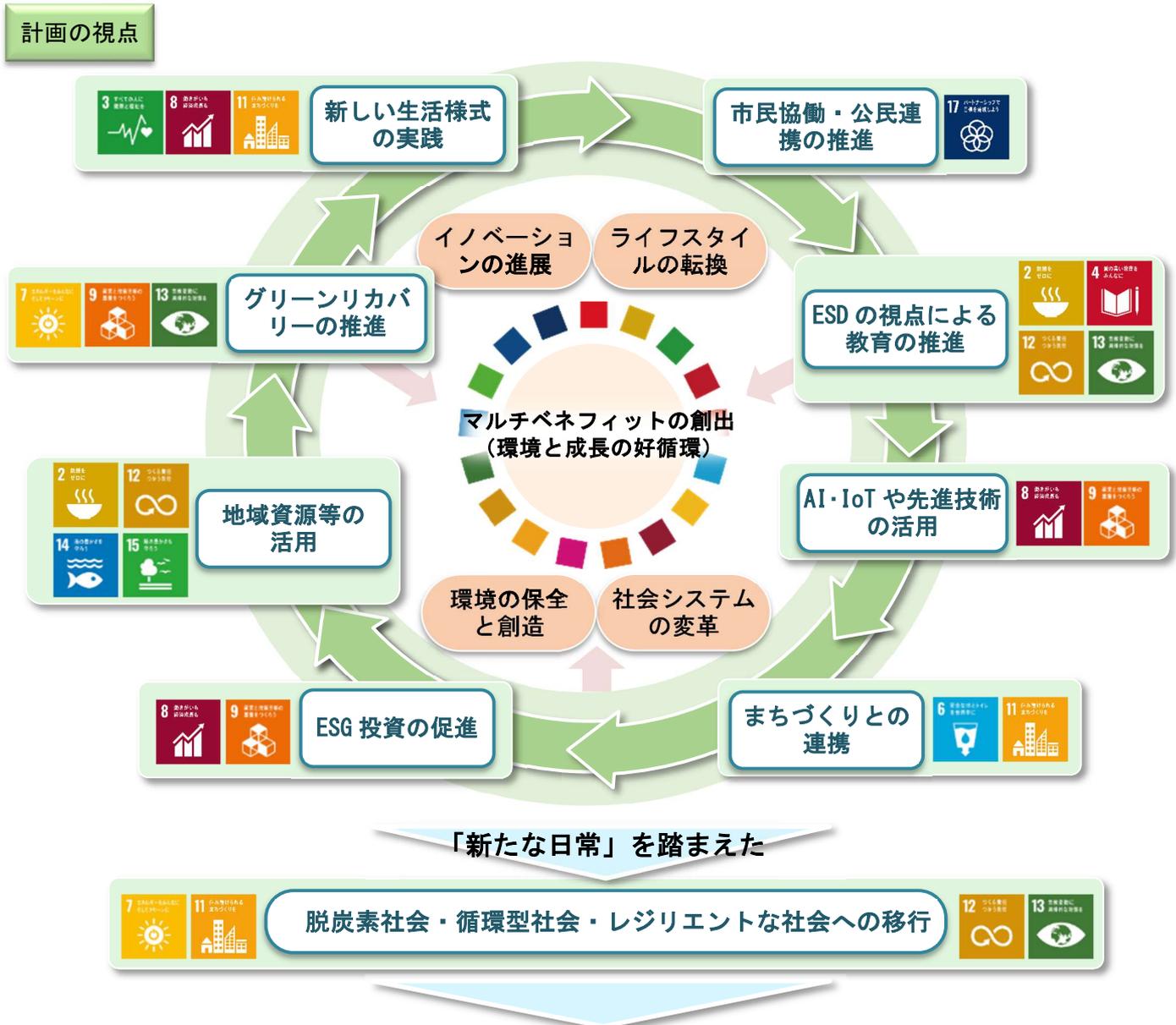
豊かな未来を創造する 持続可能な環境共生都市

以下の図は、第2次計画に基づいたさまざまな取組を進めることで実現する、本市の目指す「望ましい環境像」を具現化した際のイメージとして示したものです。



(3) 望ましい環境像の実現のための基本方針

環境分野における取組では、国の「第五次環境基本計画」や「さいたま市総合振興計画」、SDGs 等の考え方を取り入れ、各分野における課題を統合的に解決することが求められています。本市が目指す「望ましい環境像」の実現に向けても、SDGs を踏まえたさまざまな視点から環境施策を推進するとともに、市民・事業者・行政等の多様な主体と連携することで、経済・社会が同時に成長するマルチベネフィットを創出し、脱炭素社会、循環型社会、レジリエントな社会への移行を目指します。



基本方針

①SDGs を意識した 施策の推進

SDGs の概念に基づき、持続可能な社会を構築する基盤と捉え、地域の社会や経済の向上に繋がるものとして、分野横断的に取り組みます。

②多様な主体（市民・事業者・行政等）との連携による施策の推進

市内における連携・協働の輪をさらに広げるとともに、他地域との連携を深め、環境保全の取組の幅を広げていきます。

2 基本目標と施策体系

(1) 第2次計画における基本目標と重点施策

第2次計画においては、環境政策に関わる国内外の動向などを踏まえ、本市の目指す「望ましい環境像」を着実に実現していくため、4つの環境分野ごとの基本目標と、それらの基本目標を実現するための各分野を横断する共通目標を合わせた5つの基本目標を掲げています。

また、重点的かつ優先的に具体展開を図るべき施策・事業として6つの重点施策を設定しています。

望ましい環境像

豊かな未来を創造する 持続可能な環境共生都市

達成に貢献

基本目標
1

地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する

基本目標
2

ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する

基本目標
3

自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する

基本目標
4

安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する

各目標達成の下支え

基本目標
5

すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する

重点的かつ優先的に具体展開を図る主要な施策・事業

重点施策

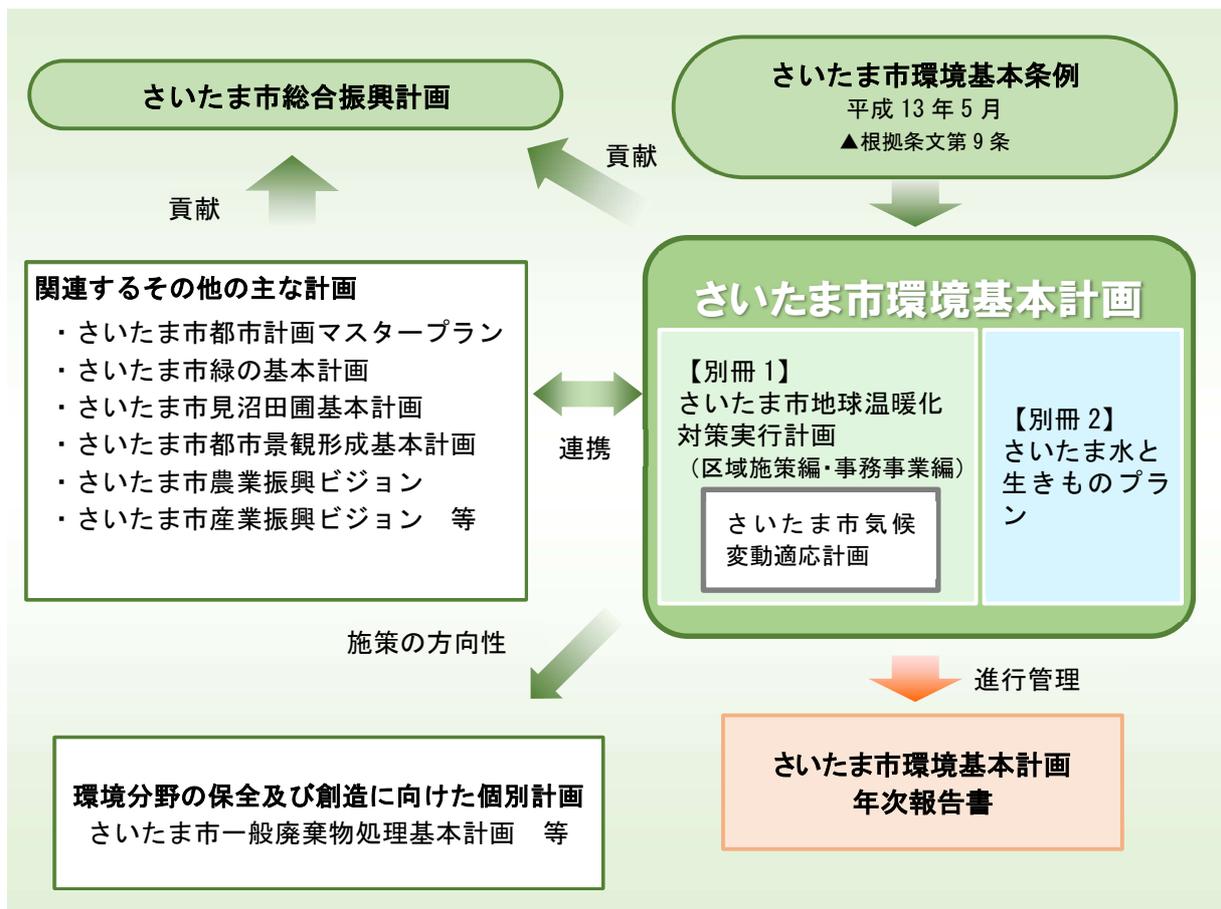
- 1 ゼロカーボンシティ実現に向けた地域循環共生圏の構築
- 2 スマートシティの実現
- 3 ごみの3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進
- 4 安定的な廃棄物処理体制の確保
- 5 水と緑のエコロジカル・ネットワークの形成
- 6 公民ネットワークを活用した環境教育活動の推進

(2) 第2次計画と関連する計画

第2次計画は、本市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」と整合を図るとともに、環境分野の個別計画の施策に方向性を与えるものです。また、関連の深い「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」及び「さいたま水と生きものプラン」を包含しています。

また、「さいたま市環境基本計画」の進行管理をするため、本報告書を作成しています。

「さいたま市環境基本計画」に内包している「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」は、地球温暖化対策の推進に関する計画であり、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を定めるものです。同様に「さいたま市環境基本計画」に内包している「さいたま水と生きものプラン」は水環境及び生物多様性に係る施策を再編し、生物多様性の保全と健全な水循環の確保及び良好な水環境の保全に係る取組を一体的に推進するものです。



計画の位置づけ

(3) 施策体系

第2次計画では、5つの基本目標ごとに施策の柱、施策の方向を示し、それらに紐づく各種の事業に取り組むこととしています。

環境像	基本目標	施策の柱	施策の方向
豊かな未来を創造する 持続可能な環境共生都市	基本目標 1 地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する 重点施策 1 重点施策 2	1-1 省エネルギー化の推進 1-2 持続可能なエネルギー政策の推進 1-3 環境未来都市の実現 1-4 気候変動への適応	1-1-1 省エネルギー行動の促進 1-1-2 家庭や事業所の省エネルギー化の促進 1-1-3 市役所における省エネルギー化の推進 1-2-1 再生可能エネルギー等の利用拡大 1-2-2 自立・分散型エネルギーシステムの構築 1-3-1 エネルギー効率の良いまちづくりの推進 1-3-2 環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進 1-3-3 先進的な技術・サービスの推進 1-4-1 農業及び自然環境への影響に関する対策の推進 1-4-2 自然災害対策の推進 1-4-3 市民生活や健康への影響に関する対策の推進 1-4-4 広域的な連携の推進
	基本目標 2 ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する 重点施策 3 重点施策 4	2-1 3Rの推進による廃棄物の減量 2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	2-1-1 ごみの発生抑制・再利用（リデュース・リユース）の推進 2-1-2 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進 2-1-3 3Rの意識啓発 2-1-4 産業廃棄物の3Rの推進 2-2-1 効率的なごみ回収 2-2-2 廃棄物の循環利用の推進 2-2-3 計画的な施設の整備・更新 2-2-4 産業廃棄物の適正処理の推進 2-2-5 円滑な災害廃棄物の処理の推進
	基本目標 3 自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する 重点施策 5	3-1 生物多様性の保全と再生 3-2 緑の保全と創出 3-3 水環境の保全と活用の推進	3-1-1 重要拠点の保全 3-1-2 エコロジカル・ネットワークの形成 3-1-3 外来生物対策 3-1-4 生きものの保全活動 3-2-1 緑の保全と育成 3-2-2 身近な緑づくり 3-3-1 地下水の涵養 3-3-2 湧水の維持と復活 3-3-3 水辺の整備 3-3-4 水に係る保全活動
	基本目標 4 安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する	4-1 大気質の保全・交通環境対策 4-2 水質の保全 4-3 景観の保全	4-1-1 大気汚染物質対策の推進 4-1-2 交通環境対策の推進 4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進 4-1-4 化学物質対策の推進 4-2-1 水質の改善に係る事業・施設整備の推進 4-2-2 土壌・地下水・地盤環境の保全 4-2-3 定期的な水質調査・監視の充実 4-2-4 水質に係る調査研究、広域連携等の推進 4-3-1 都市景観の保全 4-3-2 歴史的・文化的環境の保全
	基本目標 5 すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する 重点施策 6	5-1 環境教育・環境学習の推進 5-2 環境保全活動の促進	5-1-1 学校における環境教育の推進 5-1-2 市民等の環境学習の推進 5-2-1 環境活動の促進 5-2-2 国際協力の推進

(4) 成果指標及び目標指標の選定

成果指標及び目標指標は、できるだけ毎年度の数値更新が可能なものを選定しています。
また、新たに設定又は変更した成果指標及び目標指標の有無については毎年度調査し、事業の見直しがあった場合など、必要に応じて成果指標及び目標指標の見直しを行うこととしています。

(5) 現況値、目標値及び目標年度

成果指標及び目標指標の現況値、目標値及び目標年度は、次の3つの根拠のいずれかに基づいています。

- ① 「さいたま市総合振興計画」や分野別の計画などで設定されているもの
- ② 各施策事業等で設定されているもの
- ③ 第2次計画の策定にあわせて、最近の動向を踏まえ設定したもの

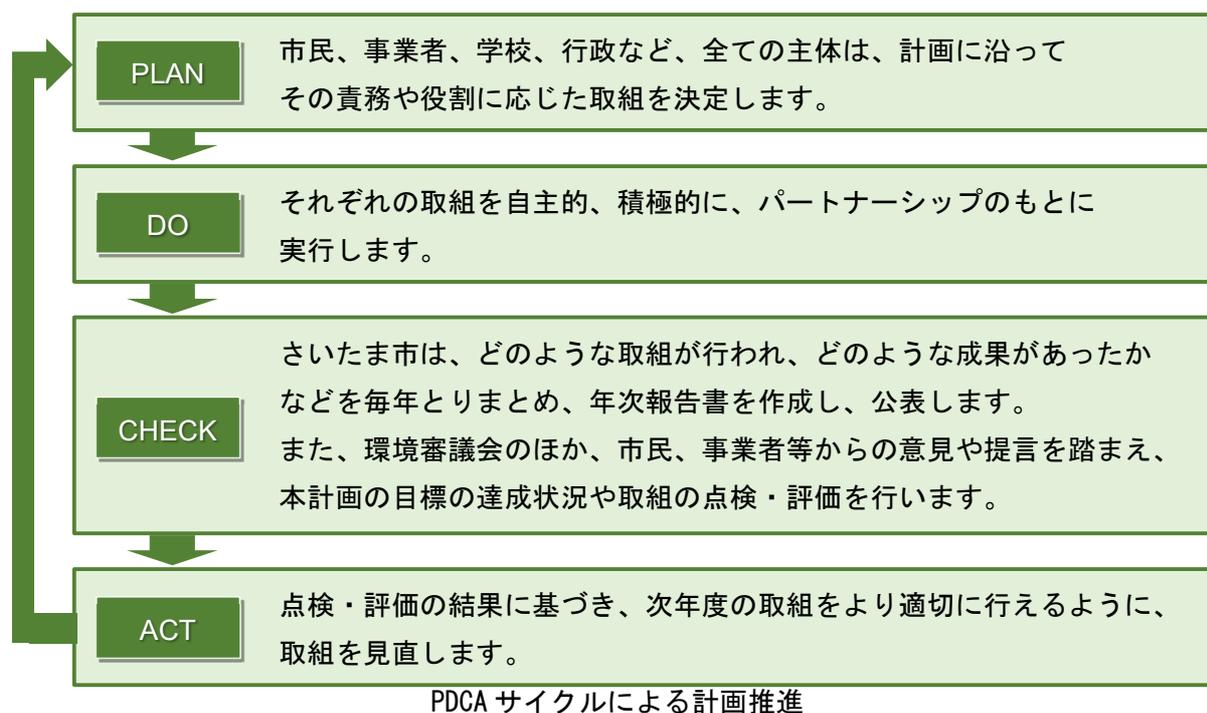
なお、原則として基準年度は第2次計画の策定時点で最新の現況値であった令和2年度、目標年度は中間目標の令和7年度、計画目標年度の令和12年度としていますが、事業の特性に応じ、可能な範囲での設定となっています。

3 さいたま市環境基本計画年次報告書とは

「さいたま市環境基本計画年次報告書」は、「さいたま市環境基本計画」の年次報告として、環境施策の取組状況をとりまとめて作成し、公表するものです。

以下の図のように第2次計画に基づき、毎年度実施するPDCAサイクルの中でとりまとめ、その時点の社会の状況などから判断し、実行することが必要な課題などについて適切に対応しながら取組を進めています。

本報告書を通じて本市の環境の現状を知っていただくとともに、市民、事業者、学校等との協働により、「望ましい環境像」の実現を目指していきます。



計画の推進主体と役割

市民	自らの日常生活が環境に負荷を与えていることを理解し、常に環境への関心を高めるとともに、省エネルギー・省資源など持続可能なライフスタイルの実践に努めます。
事業者	環境汚染を防止するとともに、環境への負荷の少ない事業活動に努めることや、環境産業分野への積極的な参入などにより、持続可能な経済・社会の発展に貢献します。
学校	環境に配慮した生活の工夫や、環境の保全と創造につながる行動に興味を持ち、考え、判断し、実行する力を育むことに努めます。
行政	「望ましい環境像」の実現に向けて、総合的かつ計画的に、良好な環境の保全と創造に関するさまざまな施策を推進します。

4 さいたま市環境基本計画年次報告書における評価の考え方

(1) 評価の基本的考え方

本報告書では、第2次計画に定められた基本目標と施策の柱それぞれに設定された成果指標及び目標指標について、毎年度の評価を実施します。

評価は、設定した各指標の目標値に対する進捗状況により定量的に行うものとしていますが、定量的な指標がなくても客観的に進捗状況が確認できるものについては評価に加えています。

また、市民アンケートにより、5つの基本目標の進捗状況や「望ましい環境像」の実現状況をどのように考えるのか、市民が日頃行っている取組の状況、本市の環境のイメージなどについて調査をしています。

本報告書は、令和6年度の環境の現況、施策の進捗状況について、令和7年度に各担当部局・課等に調査を実施し作成しています。そのため、本報告書の記載内容は基本的に令和6年度実績ですが、一部、令和7年度の内容が含まれている場合もあります。

(2) 成果指標及び目標指標の評価方法

① 対前年度比の評価

成果指標及び目標指標の前年度数値に対する評価（短期的な評価）は、前年度数値との比較によって、以下の5つの評価を行いました。

A⁺：前年度より好転している。（+10%以上）

A：前年度より概ね好転している。（+10%～+1%の範囲内）

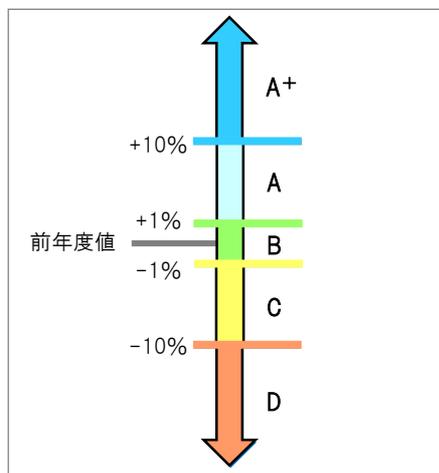
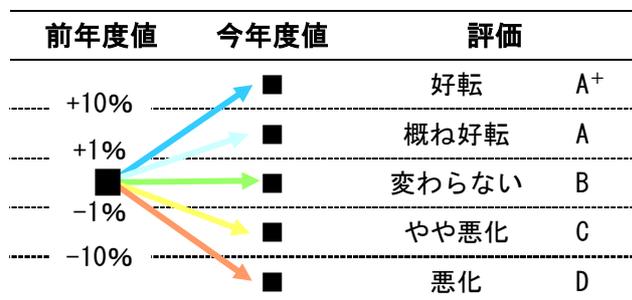
B：前年度と変わらない。（±1%未満の範囲内）

C：前年度よりやや悪化している。（-1%～-10%の範囲内）

D：前年度より悪化している。（-10%以下）

※目標年度の目標値を達成したものについては、上記評価方法によらず「A⁺」としています。

対前年度比評価のイメージ
（値の増加（上昇）を目指す指標の場合）



②対年度目標値比の評価

計画目標を達成するために年度ごとに達成していることが望ましい数値を「年度目標値※」とし、成果指標及び目標指標の長期的な評価を行うため、年度目標値に対する達成状況の程度によって、以下の5つの評価を行いました。

A⁺：年度目標値を大きく上回り達成。（+50%以上）

A：年度目標値を上回り達成。（+50%～+1%の範囲内）

B：年度目標値と変わらず達成。（±1%未満の範囲内）

C：年度目標値を下回り未達成。（-1%～-50%の範囲内）

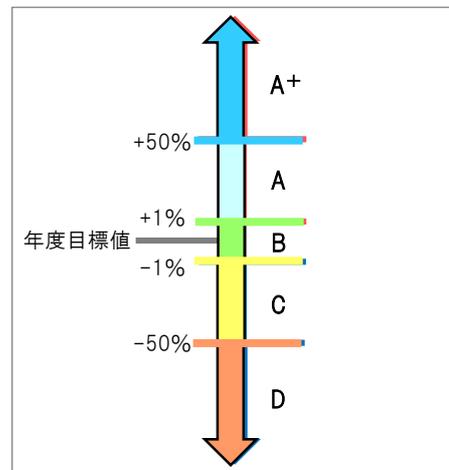
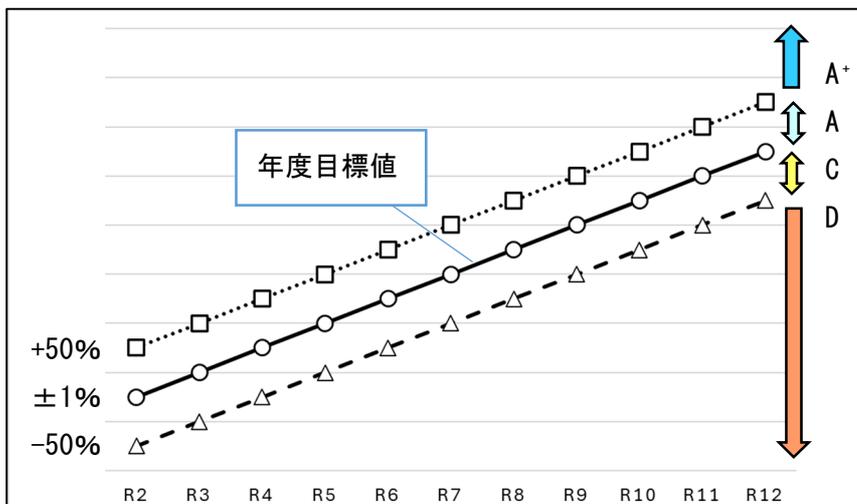
D：年度目標値を大きく下回り未達成。（-50%以下）

※目標年度の目標値を達成したものについては、上記評価方法によらず「A⁺」としています。

なお、評価がDの場合には、目標値の見直しなどが必要と評価しています。

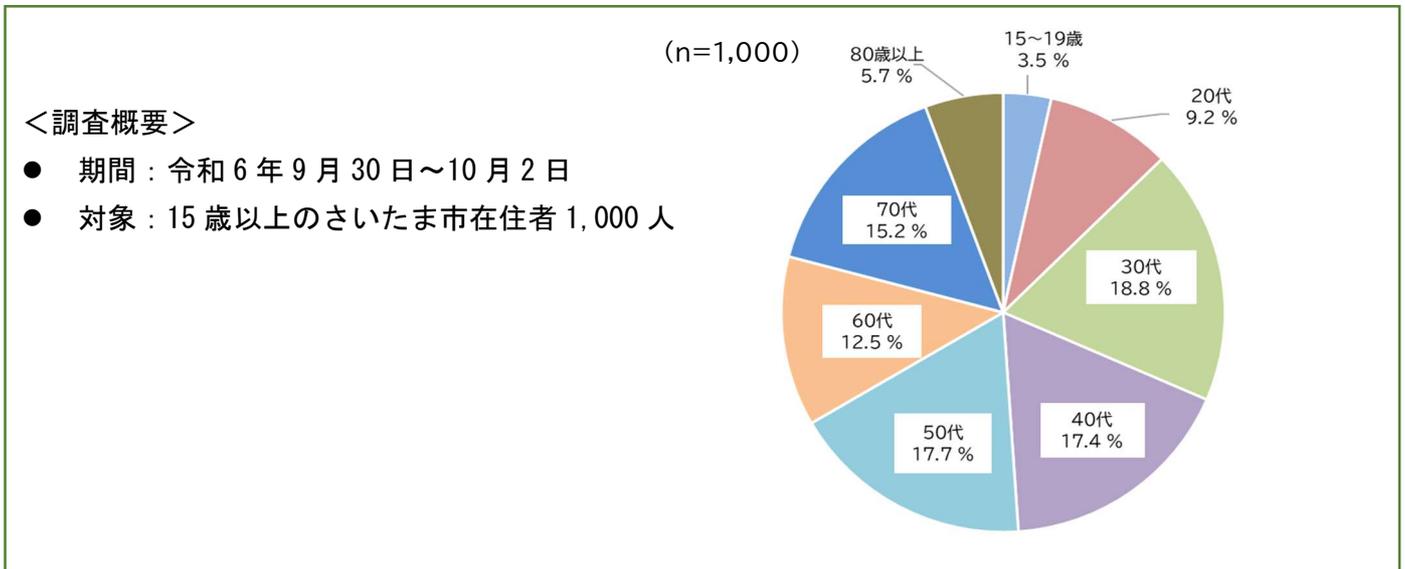
※ 年度目標値：基準年度から計画目標年度までの各年度の目標値は、p. 1-7 の(5)に基づき設定されている場合には、その各年度の設定値を採用しています。各年度の設定値がない場合には、グラフ上で現況値と目標値を結んだ当該年度における数値としています。

対年度目標値比評価のイメージ
(値の増加(上昇)を目指す指標の場合)



(3) 市民アンケート評価方法

本市では、第2次さいたま市環境基本計画の基本目標の実現状況について、指標及び数値目標による定量的評価と市民の意識調査による定性的評価を行うこととしています。そこで市民の環境施策に対する評価や関心の状況等を調査するため、平成23年から毎年、環境に関するウェブアンケートを、市民1,000人を対象に実施しています。



(4) 事業実施状況による評価

第2次計画に基づき、市の各部署が実施する施策や事業、取組の状況について把握して、基本目標ごとに評価しています。

p.2-1-1からの「2. 基本目標別の進捗評価について」においては、基本目標ごとに施設の柱、施策の方向性を示し、それらに紐づく各種の事業とその実施状況を一覧表で示しています。